

## 宇都宮市バンバ市民広場運営管理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市中心市街地拠点広場条例(平成18年条例第39号。以下「条例」という。)及び宇都宮市中心市街地拠点広場条例施行規則(平成18年規則第65号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、宇都宮市バンバ市民広場(以下「バンバひろば」という。)の運営管理に必要な事項を定めるものとする。

### (使用許可の事前審査)

第2条 市長は、規則第4条に定める使用許可にあたり、バンバひろば使用の適正化及び使用許可の迅速化を図るため、事前にバンバ市民広場使用仮予約申請書、団体等概要書、および事業概要書を提出させ、許可要件の適合性について審査するものとする。ただし、2回目以降については、団体等概要書は省略することができる。

2 市長は、前項により仮予約申請書の提出があったときは、内容を確認し、受付番号を付した仮予約申請書の控えを交付し、バンバひろばの利用にあたっての遵守事項を伝達するものとする。

3 仮予約の申請は、原則として団体(個人の集合体を含む)かつ持参に限るものとする。

### (仮予約の受付期間)

第3条 仮予約申請の受付は、原則として、バンバひろば使用を希望する日の属する月の前6月の初日(当該日が閉庁日の場合は、次の開庁日)から商工振興課で行い、受付は先着順に行うものとするが、受付開始日において、使用希望日が重なったときは、抽選などにより公平に行わなければならない。ただし、公共団体が仮予約をするときは、バンバひろば使用を希望する日の属する月の前6月以前に行うことができる。

2 仮予約申請の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までの開庁日とする。

### (使用日の限定)

第4条 同一申請者がバンバひろばを連続して利用できる日数は、市長が特に必要と認める場合を除き、5日以内とする。

### (使用許可)

第5条 バンバひろばの使用許可の申請にあたっては、原則として利用日の3日前までに、バンバ市民広場使用許可申請書とともに、バンバ市民広場仮予約申請書の控えを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容を審査の上、許可する場合には、使用料を算出し、納付書を発行するものとする。なお、許可しない場合には、申請者に対してその理由を示すものとする。

3 市長は、使用料の受領、または金融機関による受領印などにより使用料の納付を確認の上、バンバ市民広場使用許可書を交付するものとする。

4 バンバひろばの利用を許可された者(以下「許可利用者」という。)は、当該使用日においては使用許可書を携帯しなければならない。

### (使用の取消し又は変更)

第6条 許可利用者は、バンバひろばの使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可書を添えてバンバ市民広場使用許可取消・変更申請書を市長に提出しなければならない。

### (使用の禁止)

第7条 条例第5条第1項第9号の定める行為は、次の各号に掲げるものとし、市長は、各号に該当していると判断したときには、直ちに当該許可使用の取消し及び使用の停止

をするとともに、以降のバンバひろばの利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 暴力団及び暴力団に類する団体並びにその構成員が行う行為

(2) 条例第9条の各号に該当した行為を行った者で、市長が悪質と認めた者が再度バンバひろばを利用する行為

(3) その他市長が広場の管理上特に支障があると認める行為

2 市長は、前項第1号の判断にあたり必要があると認めるときは、関係機関に照会することができる。

(使用許可の条件)

第8条 条例第6条第2項に定める一般的条件は、次のとおりとする。

(1) ゴミ箱の設置

バンバひろばを4時間以上使用する許可利用者および飲食・物販の出店による許可利用者は次の基準により、宇都宮市が定める分別方法に従ったゴミ箱を設置し、利用後においては、現状に復するものとする。

| 条 件                           |         | 設置箇所数 |
|-------------------------------|---------|-------|
| 集客事業を行う場合<br>(ただし、半日未満の利用は除く) |         | 2箇所以上 |
| 飲食販売の出店を行う場合                  | 出店数1店以上 | 2箇所以上 |
|                               | 出店数3店以上 | 3箇所以上 |
|                               | 出店数5店以上 | 4箇所以上 |

(2) 関係機関への届出

市長は、許可利用者がバンバひろばで事業を実施するにあたり、保健所や税務署などの関係機関への届出等が必要なときには、仮申請のときにこれを指導するとともに、許可申請のときに当該届出等の確認をするものとする。

(3) 広場利用の制限

市長は、バンバひろばの使用を許可にあたり次の行為を制限するものとする。

ア 表参道スクエア西側出入口および二荒山神社参道の通行を妨げる行為

イ 大音量による演奏や拡声を行う行為

(4) その他の事項

市長は、許可利用者に対して、第1号から第3号のほか、周辺商店、表参道スクエア内店舗および二荒山神社等への事前連絡など当該事業の内容に応じて必要な条件を付すものとする。

(仮設物等の設置許可)

第9条 条例第6条第1項に掲げる行為の範囲内で設置する仮設物以外で、かつ、条例第5条第1項第9号に該当しない仮設物をバンバひろばの中に一定期間設置し、またはバンバひろばの施設に装飾等を施そうとする者は、当該事業の目的、仕様、期間等が分かる内容を記載した書類を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の事業がバンバひろばの利用価値を高め、公益上必要と認められる場合には、条件を付して許可することができる。

(長期占用許可)

第10条 市民の憩いとやすらぎの場としてのバンバひろばの特性を活かし、継続的に広場内に出店しようとする場合は、当該事業の内容、期間、出店施設の概要等を明らかにした書類を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の事業がバンバひろばの利用価値を高め、中心市街地の活性化に寄与すると

認められるときには、条件を付して、1年間を限度に長期占用の許可をすることができる。

- 3 市長は、長期占用許可の更新にあたっては、許可条件に基づく適正な運用について、審査のうえ、更新許可をすることができる。

(使用料の免除)

第11条 使用料の免除を受けようとする者は、規則第7条第1項の規定に基づき、バンバ市民広場使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、次の基準に基づき適正に判断するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、これによらないことができる。

| 事業種別  | 免除率  |
|---|------|
| (1) 国及び公共団体が主催又は共催する事業                                  | 100% |
| (2) バンバひろばの特性を活かし、中心市街地の活性化に資する長期的な出店で、特に市長が必要と認めたもの    | 75%  |
| (3) 中心市街地の活性化に資する事業であり、公共的な団体が主催又は共催するもの、国及び公共団体が後援するもの | 50%  |
| (4) 中心市街地の活性化に資する事業であり、公共的な団体が後援するもの                    | 30%  |

- 3 前項により免除を決定したときは、バンバ市民広場使用料免除決定通知書を当該申請者に通知するものとする。

- 4 障害者が利用する場合には、障害者が利用する場合における公の施設の使用料免除に関する規則に基づき、免除の手続をするものとする。

(使用料の還付)

第12条 使用料の還付を受けようとする者は、条例第8条第3項の規定に基づき、バンバ市民広場使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、次の基準に基づき適正に判断するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、これによらないことができる。

| 条件  | 還付率  |
|---|------|
| (1) 施設管理者の一方的な都合又は瑕疵により施設の利用ができなかった場合                   | 100% |
| (2) 許可利用者が、利用予定日の14日前までに使用許可の全部又は一部(当該部分に限る)取消申請がなされた場合 | 50%  |
| (3) 暴風雨等の悪天候などやむを得ない理由により施設の利用ができなくなった場合                | 30%  |

(損害賠償)

第13条 許可利用者が故意又は過失により、施設等を毀損し又は滅失したときは、その損害を市長に賠償しなければならない。

(指定管理者)

第14条 指定管理者にバンバ広場の管理を行わせる場合において、この要領における第2条、第4条から第8条の規定、及びこの規定に基づく様式の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(様式)

第15条 この要領に定める様式は、次のとおりである。

| 様式番号   | 様式名                           | 関係規定       |
|--------|-------------------------------|------------|
| 様式第1号  | バンバ市民広場使用許可(取消・変更)申請書/<br>納付書 | 第5条, 第6条   |
| 様式第2号  | バンバ市民広場使用許可書<br>/使用料免除決定通知書   | 第5条, 第11条, |
| 様式第3号  | バンバ市民広場使用仮予約申請書               | 第2条        |
| 様式第4号  | 団体等概要書                        | 第2条        |
| 様式第5号  | 事業概要書                         | 第2条        |
| 様式第6号  | バンバ市民広場使用料免除申請書               | 第11条       |
| 様式第7号  | バンバ市民広場使用料還付申請書               | 第12条       |
| 様式第8号  | 仮設物等の設置許可申請書                  | 第9条        |
| 様式第9号  | 仮設物等の設置許可書                    | 第9条        |
| 様式第10号 | 長期占用許可申請書                     | 第10条       |
| 様式第11号 | 長期占用使用許可書                     | 第10条       |

改訂版

# 宇都宮市バンバ市民広場利用料金表

平成 26 年 3 月 24 日改訂 / 4 月 1 日施行

## 1 宇都宮市バンバ市民広場利用料金一覧

※消費税込

| 占有時間区分 | 占有範囲区分 | 発表会・集会等 |         | 商品広告・販売等 |         |
|--------|--------|---------|---------|----------|---------|
|        |        | 旧       | 新       | 旧        | 新       |
| 終日     | 全面     | 3,000 円 | 3,080 円 | 6,000 円  | 6,160 円 |
|        | 半面     | 1,500 円 | 1,540 円 | 3,000 円  | 3,080 円 |
|        | 水道・電気  | 1,000 円 | 1,020 円 | 1,000 円  | 1,020 円 |
| 4 時間未満 | 全面     | 1,000 円 | 1,020 円 | 2,000 円  | 2,040 円 |
|        | 半面     | 500 円   | 510 円   | 1,000 円  | 1,020 円 |
|        | 水道・電気  | 300 円   | 340 円   | 300 円    | 340 円   |

## 2 宇都宮中心商店街活性化委員会貸出物品及び料金一覧

※消費税別

| 貸出物品名             |        | 単価       | 所有数     | 備考                      |
|-------------------|--------|----------|---------|-------------------------|
| テント L (3.6m×2.7m) |        | 3,000 円  | 3       | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
| テント R (2.5m×2.5m) |        | 2,000 円  | 18      | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
| ガーデンテーブルセット       |        | 1,000 円  | 21      | 緑 ×15 セット、白 ×5 セット      |
| 長テーブル             |        | 1,000 円  | 20      | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
| ガーデンパラソル          |        | 1,000 円  | 5       | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
| PA (8CH)          | オペレータ無 | 15,000 円 | 一式      | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
|                   | オペレータ有 | 30,000 円 | 一式      | 指定オペレータの場合              |
| PA (16CH)         | オペレータ無 | 50,000 円 | 一式      | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
|                   | オペレータ有 | 80,000 円 | 一式      | 指定オペレータの場合              |
| 電源ドラム             |        | 500 円    | 3       | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
| 照明 (屋外作業用ハロゲン)    |        | 1,000 円  | 3       | 破損した場合は実費弁済             |
| 折りたたみ椅子           |        | 100 円    | 40      | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
| アンカー              |        | 200 円    | 20      | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
| 簡易ゴミかご            |        | 200 円    | 4       | 破損・紛失した場合は実費弁済          |
| 設置・撤去料            | 半面     | 15,000 円 | 一式      | 貸出物品に限る<br>東西両面利用の場合は倍額 |
|                   | 全面     | 30,000 円 |         |                         |
| 無線 LAN 占有         |        | 20,000 円 | 一日      | 業者委託費 (設定, 管理)          |
| 環境維持管理料 (ゴミ処理含)   |        | 1,000 円  | 飲食 1 店舗 | その他の店舗は要相談              |

